

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(案)

(略)

附 則

(略)

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下この条において「新開示府令」という。)(第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第七号様式、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十二号様式及び第十五号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書(新開示府令第一条第十四号に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。)(及び発行登録追補書類(新開示府令第一条第十七号の四に規定する発行登録追補書類をいう。以下この条において同じ。))について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(以下この条において「新外債府令」という。)(第一号様式、第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第四号様式、第九号様式及び第十号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書(新外債府令第一条第九号に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。)(及び発行登録追補書類(新外債府令第一条第十八号に規定する発行登録追補書類をいう。以下この条において同じ。)(について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(以下「証券市場整備法」という。)(附則第三条に規定する登録社債等については、第三条の規定による改正前の信用金庫法施行規則第六十三条の規定は、なおその効力を有する。

(証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 証券市場整備法附則第三条に規定する登録社債等については、第四条の規定による改正前の証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第一条の規定は、なおその効力を有する。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十一条から第十三条までの規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この条において同じ。)又は有価証券交付勧誘等(同法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(以下この条において「新特定有価府令」という。)第一号の三様式、第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第四号

の三様式、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第四号の四の様式、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式、第五号の三様式、第六号様式、第六号の二様式、第十五号様式、第十六号様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券届出書）をいう。以下この条において同じ。）及び発行登録追補書類（新特定有価証券届出書）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

（略）